

# 付城公園複合遊具等更新設計・施工業務

## 要求水準書

令和 7 年 7 月

姫路市

## 1 要求水準書の意義

本要求水準書は、公募型プロポーザル事業「付城公園複合遊具等更新設計・施工業務」（以下、「本業務」という。）の参加事業者を求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。

公募型プロポーザル参加者は、本要求水準書に明記されている事項（以下「要求水準」という。）を満たした上で、本業務に関する提案を行うことができる。

また、本公募型プロポーザル事業の受注者は、本業務の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。

## 2 業務内容

- (1) 複合遊具等の実施設計（詳細図面の作成）
- (2) 複合遊具等の設置工事（基礎及び真砂土舗装含む）

※提案上限金額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

※別添の「資料3 撤去予定平面図」に記載のある遊具撤去は、本業務対象外である。

## 3 要求水準

- (1) 目的物に関する事項

ア 設置箇所：姫路市飾磨区付城二丁目地内

付城公園内（別添の「資料2 計画平面図」を参考にすること。）

イ 設置施設

(ア) 複合遊具 1基

(イ) 幼児用遊具 幼児用遊具ゾーンの規模に応じた単体遊具 3基以上

ウ 設計指針

(ア) 付城公園において、地域住民をはじめ市民に広く親しまれるものとする。

子どもの冒険心を育み、独創性があるものとする。

(イ) 設置施設に関する要件は以下のとおりとする。

複合遊具	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象年齢は6～12歳とする。</li><li>・複合遊具ゾーン（2.6m×2.4mの範囲）内で安全領域を確保した上で配置すること。</li><li>・遊び要素のうち、滑走系、滑降系及び登はん運動系は必須とすること。</li><li>・複合遊具は、単体遊具を組み合わせた製品ではなく、全てが一体化されたものとし、4種以上の各々で異なる遊び要素が含まれていること。ただし、滑走系遊具については、複合遊具と分離設置を可とする。なお、分離設置した場合の複合遊具の遊び要素は3種以上とする。</li><li>・踊り場の高さ※1は、3.4m以下とする。</li></ul>
幼児用遊具	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象年齢は3～6歳とする。</li><li>・幼児用遊具ゾーン内で、残置予定の遊具（シーソー、鉄棒、砂</li></ul>

	<p>場)の安全領域を考慮しつつ、新設する遊具の安全領域を確保した上で配置すること。</p> <p>・単体遊具のうち、1基は一方方向ぶらんこととする。残る遊具は、揺動系及び残置予定の遊具以外の遊び要素を持つ遊具とする。ただし、1基ごとに異なる要素を持つ遊具とすること。</p>
--	--

※1 「踊り場の高さ」とは、通常の利用形態で利用者が容易に到達できる遊具の部位と遊具設置面との垂直距離のことを指す。

- (ウ) 遊具の分かりやすい位置に対象年齢を示すシールを貼付すること。
  - (エ) 材質は、腐食しにくく、耐久性に優れたライフサイクルコストを考慮したものとする。
  - (オ) 維持管理業務がしやすいよう、部材の交換・修繕が容易な構造であること。また、交換部品の調達の容易性を考慮すること。
  - (カ) 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（令和6年6月国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S：2024）」（2024年4月一般社団法人日本公園施設業協会）に準拠すること。
  - (キ) 各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項等を記載した案内板を適切に配置し、安全性を考慮すること。
  - (ク) 実施設計では現況地盤の高さを変更しない設計とすること。
- (2) 施工に関する事項  
施工計画が適正であること。
- (3) 提案上限金額  
18,181,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

#### 4 技術提案を求める範囲

- (1) 遊具のテーマやコンセプト
- (2) 遊具のバリエーション
- (3) 安全に対する配慮
- (4) 維持管理
- (5) 施工計画
- (6) 事業費

※上記の項目について評価するため、以下の資料を求める。

- ・事業費に係る提案書（様式1-2）
- ・提案書①～⑤（様式2-1～2-5）
- ・提案目的物の概要図、構造図※、配置計画図、その他技術提案の説明に必要な資料

※ 踊り場の高さを明示すること（様式3）

#### 5 施工条件

- (1) 履行期限  
令和8年（2026年）2月27日限りとする。

- (2) 受注者は、契約後4週間以内に遊具設置の実施設計を完了させ、その内容について発注者の確認を得た上で制作・施工にとりかかること。
- (3) 受注者は、本業務について、「姫路市土木工事共通仕様書（令和2年4月版）」その他関連法令に基づき履行すること。
- (4) 施工時間帯は、9時～17時（発注者が認める場合はこの限りでない。）
- (5) 工事着手後は、作業範囲に工事関係者以外の立入りがないうよう進入防止柵・単管バリケード等を設置すること。公園利用者、周辺道路の利用者等に対する安全を第一とし、工事車両の出入りがある際は、交通誘導員を配置すること。
- (6) 公園敷地内における工事車両経路の範囲で構造物等に破傷を与えないよう養生を行うこと。
- (7) 建設発生土の処分に当たっては、兵庫県土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載されている登録施設にて行うこと。

## 6 参考資料

- (1) 資料1 位置図
- (2) 資料2 計画平面図
- (3) 資料3 撤去予定平面図
- (4) 資料4 付城公園遊具更新に係るアンケート